

教育委員会 1 月定例会会議録

平成 27 年 1 月 27 日（火）

9 : 30 ~ 12 : 00

創遊館会議室

出席委員 1 番 小林道和 委員長
2 番 児珠孝童 委員長職務代理者
3 番 鈴木良子 委員
4 番 五十嵐義一 委員

職務のため出席した者の職氏名

教育長 安藤昭郎
教育文化課長 松田勝美
主幹 山口義博
主査 佐藤 修
課長補佐 長岡 勉（書記）

1. 開 会

教育文化課長の進行により開会及び小林委員長のあいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3 番 鈴木良子 委員を指名した。

3. 前回会議録の確認

委員長が 1 2 月定例会会議録について提案し委員に諮るも全員異議なく承認

4. 教育長の委任事項の報告

(1) 日程的な事項 報告

(2) 当面の日程 報告

委員長 2 月 26 日の宮小での町長講話はどのような内容を予定しているのか。

教育長 フリートークや講話をお願いしたが流れについては学校と詰めていきたい。

20 分程度子ども達への期待について話してもらいたいと考えている。

教育長 町長が子ども達に授業をすることは画期的なこと。私も参観してみたい。

5. 報告事項

(1) 平成 26 年度生涯学習推進大会について

主 査 別紙要項により今年度の内容について説明。

委員長 委員に諮るも質疑なし

6. 付議事件

議第 1 号 朝日町教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例（案）について

課 長 別紙議案書により提案した。

補佐 条例改正案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例の廃止条例であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第2号 朝日町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 条例設定案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例設定であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第3号 朝日町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 条例改正案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第4号 朝日町いじめ防止等対策推進条例（案）について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 条例設定案については、いじめ防止対策推進法の制定に伴う条例設定であることを説明した。

4番委員 国の準則に基づき作成したものか。

主幹 準則はなく県の条例にならって本条例を作成した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第5号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の設定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則設定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規則設定であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第6号 教育長の営利企業従事に関する規則の設定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則設定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規則設定であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第7号 朝日町教育委員会会議規則の全部改正する規則の制定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則の全部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものと、見直しにより規則の改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第8号 朝日町一般職の職員の給与に関する条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則（案）について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規則の改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第9号 朝日町アイジー基金の設置・管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規則の改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第10号 朝日町就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則改正については、学校教育法施行令の一部改正に伴う規則の改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第11号 朝日町スクールバス設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規則改正については、見直しに伴う改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第12号 朝日町教育委員会公印規程の一部を改正する規程等の制定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規程改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規程の改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第13号 朝日町立小・中学校宿日直代行員服務規程を廃止する規程の制定について

課長 別紙議案書により提案した。

補佐 規程改正については、見直しに伴う改正であることを説明した。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

議第14号 朝日町指定有形文化財の指定について

課長 別紙議案書により提案した。

主査 別紙資料に基づき説明、浮島稲荷神社を町の有形文化財に指定したい。

4番委員 文化財保護委員会としては、専門の先生の意見を元に検討した。ぜひ指定してほしい。

委員長 資料が素晴らしいが資料は教育委員会事務局で作成したものか。

主査 調査いただいた先生の報告書を元に作成したものです。

委員長 江戸時代の貴重な建物と考える。

委員長 委員に諮るも異議なく承認

7. 協議事項

(1) 2月定例会を2月25日(水)午前9時30分から創遊館で開催することを確認した。

また、3月10日(火)教育委員会臨時会を午前8時30分から創遊館で開催することも確認した。

8. その他

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について

教育長 本法律改正に伴い、運用面で、総合教育会議の持ち方や教育委員会定例会の進め方など次回の教育委員会でご意見をいただきたい。

(2) 町の放課後子ども教室と放課後児童クラブについて

課長 町として放課後子ども教室と放課後児童クラブのあり方について検討しているが、委員の意見をお聞きしたい。

3番委員 放課後子ども教室(きらきら)を大谷小学校と西五百川小学校にという話は以前からあるが、人を集めると地区の方からはやってもよいという声は上がらない。

課長 町としては、平成27年度大谷と西五百川に広げたいと考えている。

2番委員 現在の放課後児童クラブまでの大谷地区と西五百川地区の交通手段や負担金はどのようなになっているのか。

課長 大谷地区からは数名利用者がいるが、学校から放課後児童教室までタクシーできている。西五百川について利用者はいないが、デマンドタクシーの利用ができるようになっていいる。タクシー代の一部について、保護者から負担金をいただいている。1回200円で1月最大900円の負担金となっている。

委員長 今の体制が現実的と考える。

4番委員 どこから出てきている話なのか。

課長 町長と語ろうで出てきた話です。

4番委員 近くにあれば利用者はよいと考えるが、現実的なのは町1カ所の放課後児童クラブだと思う。現在の施設が狭くて道路が近く危険ということであれば拠点となる施設整備をしていく必要がある。ただ町の施設が中部地区に集中することに対する不満は一部の方は持っているようだ。

3番委員 下校時間は各学校で違うのか。

課長 各学校で違っている。

課長 今日の意見を参考に町として検討をしていきたい。

以上、協議し、12時00分に1月定例会の会議を閉じた。

閉 会

会議録署名委員

委 員 長

調 整 委 員 長 岡 勉